

活動レポート

倫理研究会

文責：倫理研究会幹事 日下部祐基

平成 24 年度第 2 回、第 3 回定例会 活動報告

はじめに

倫理研究会では、2012 年 6 月 25 日(月)に第 2 回定例会(出席会員 17 名)を、2012 年 8 月 22 日(水)に第 3 回定例会(出席会員 16 名)をドーコン新札幌ビル会議室において開催しましたので報告します。

■第 2 回定例会

1) 第 3 回技術者倫理フォーラムについての事後報告がされました。

- ・フォーラム参加者 62 名、懇親会参加者 25 名であった等。

【委員からの意見等】

- ・参加者数が例年に比べて少なかったことについて
- ・倫理研究会 HP に長期間掲載しては。
- ・別の時期にフォーラムを実施しては。
- ・コンサルタンツ北海道への広告を早め(正月くらいまで)に実施しては。

研究会では、これらの意見を踏まえて来年度以降の開催を計画することとしました。なお今回、例年どおり(例年以上)、EPO、北海道土木技術会コンクリート研究委員会・鋼道路研究委員会、道建設業協会など、幅広く関係者にフォーラム開催を周知したことが報告されました。

2) 『土木技術者の倫理』第 7 章 真実、正直および信頼について、担当委員(佐崎幹事、立花委員)からの解説および討議されました。

第 7 章の概説

第 7 章は 9 つの項に分かれており、各項の記述内容を確認した。

1. 真実の不当な使用
2. なぜ不正直は悪なのか
3. 試験研究における正直性
4. 企業秘密情報と正直性



第2回定例会開催状況

5. 依頼者の機密情報と正直性
6. 専門家の証言と正直性
7. 公衆への通知について
8. 利害関係の相反

【委員からの意見等】

- ・もし、正直だとしても無知(あるいは誤認)によって他人を落とし入れた場合に何かお咎めがあるのか。
- ・上記の 1～7 は知っていることを前提としている。7 はある行動が間違っていれば正直に話す必要がある。
- ・科学は絶えず進歩しており、したがって個人も絶えず情報を得ている。しかし、公衆には知っている(自分が専門である)知識・内容のみを話すべきである。
- ・技術者とはいえ、知らないことがいっぱいある。そのため、自分が話しできる範疇は決まっている。ただし、正直の適用範囲はその時々で変わる(正直・不正直性には範囲がある)。
 - 自分が無知かどうかの領域がわからない人も多く、基本的に『わからない』ことを前提に倫理問題を考えるべきではないか。
- ・『私人』と『公人』によって正直性が異なるのではないか。特に『公人』は、推量でモノを言うのは間違いと思う。

以上の意見をもとに、その後3つの事例について討議されました。

■第3回定例会

1)『土木技術者の倫理』第7章 真実、正直および信頼について、3つの事例のまとめが報告されました。

事例7.1のまとめについて

第2回定例会で各委員の意見を取りまとめ、あらためて幹事会で内容を整理した結果、この事例の中で争点となる『天然ガスの存在を確認するボーリング調査時のミス』に対して、その行為で上記の項目で該当するのは、前回の第7章概説で示した1、2、3、8とした。

事例7.2のまとめについて

事例7.1と同様に整理した結果、この事例の中で争点となるのは『部下の査定方法』である。その行為で上記の項目で該当するのは、1、2、8とした。

事例7.3のまとめについて

前記事例と同様に整理した結果、この事例の中で争点となる『工事事務所長の行動、田中の上司の行動、田中自身の行動』に対して、その行為で上記の項目で該当するのは、1、2、5、7、8とした。

2)『土木技術者の倫理』第8章 真実、正直および信頼について、担当委員(中埜渡委員、武田委員)からの解説および討議がされました。

第8章の概説

第8章は8つの項に分かれており、各項の記述内容を確認した。

1. はじめに
2. リスクと安全に関する規定
3. リスクの識別
4. リスクの推定における不確実性
5. 「受け入れ可能なリスク」を定義する
6. 素人と専門家のリスク感
7. リスクに対する責任
8. リスクに関して責任が持てる技術者

【委員からの意見等】

・8.7 リスクに対する責任 2) 技術者を責任から保護する、とあるが、発注者側は安全対策の項目を



第8章の解説をする中埜渡委員と武田委員

特記仕様書から削ったとして、それで問題が生じたとしても技術者には責任が及ばない、ということなのか。

- ・文章を読んでいくと、技術者は性善説に立ってモノを判断している。
- ・倫理観にも限界がある。振れ幅が大きい事例に対してはバランスが必要である。
- ・(業務を行う上で)自分がどんなにまじめに取り組んだとしても不利な状況に陥ると黙りこくってしまう。

事例8.1の概説

第8章担当委員より、i)事例8.1の整理、ii)提起されている問題、iii)上記8-2、8-3、8-4の視点で事例8.1の課題を解説されました。

i)事例8.1の整理

山崎医療器株の主張

原田精密機械株の主張

医療調査班の裁定

※それぞれの主張の内容については割愛

ii)提起されている問題

- ①そもそも設計は妥当であったか。
- ②製作作業上の問題をなぜ親会社に相談しないのか。
- ③山崎医療器株に責任はないのか。
- ④調査班はなぜ原田精密機械株の技術者だけに責任を取らせるのか。

iii)上記8-2、8-3、8-4の視点で事例8.1の課題を整理

- ・リスクと安全に関する規定
- ・リスクの識別
- ・リスクの推定における不確実性

以上について、その後各出席委員からの質問・指摘事項及び改善点などの活発な意見交換がされ、有意義な会議であったことを報告します。